鎌倉市における生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、

就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施及び運営に係る

サウンディング調査（対話）実施要領

１　サウンディング型市場調査とは

　　サウンディング型市場調査とは、民間事業者から広く意見、提案を求める市場調査のことを言い、【検討の早い段階で民間事業者との対話を通して事業の方向性、市場性の有無、市場性を高めるためのアイディアを得ること/事業手法等を検討するにあたり、民間事業者との対話を通して、市場の動向や民間事業者の意向等を把握し、公募に向けた条件整理】を目的に実施するものです。

２　調査（対話）の目的

　　鎌倉市では、現在、生活困窮者自立支援法に基づき、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金と、任意事業である就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業をそれぞれ事業者に委託し、実施しています。

　　このうち、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業は、事業開始から５年以上が経過し事業者の見直しを行うタイミングであり、専門的知識、技術を有する事業者からの生活困窮者に対する自立支援に係る助言・提案を活かし、より効果的・効率的なものとするため、多くの事業者から多様な提案を求めることを目的とし、本サウンディング調査を実施するものです。

３　対話概要

（1） 名称

　　　鎌倉市における生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施及び運営に係るサウンディング調査

（2） 主な対話のテーマ

　　ア　自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の効果的・効率的な一体実施方法

　　イ　自立相談支援事業の効果的・効率的な実施方法

ウ　就労準備支援事業の効果的・効率的な実施方法

エ　家計改善支援事業の効果的・効率的な実施方法

（3） 方法

アイディア及びノウハウの保護のため、対話は個別に実施します。

（4） 開催日時・場所

　　　令和７年（2025年）１月22日（水）から同月28日（火）までのいずれか

１日の１時間程度

　　　鎌倉市役所本庁舎会議室

　　　※日時及び場所は申し込み後に調整し、ご連絡します。

（5） 申込方法

　　　参加を希望する場合は、別紙「参加申込書（エントリーシート）」に必要事項を記入の上、電子メールにより下記までお申し込みください。

　　　E-mail：engo@city.kamakura.kanagawa.jp

　 〈申込期限〉令和６年（2024年）12月17日（火）から

令和７年（2025年）１月15日（水）午後５時まで

４　参加対象者

（1） 参加対象条件

事業の実施主体となりうる、もしくは実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ（これらに準ずる団体を含む。）とします。

（2） 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

ア　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11 年法律第147 号)第８条第２項第１号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

イ　鎌倉市暴力団排除条例（平成23 年10 月６日鎌倉市条例第11 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第4 号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22 年神奈川県条例第75 号)第23 条第１項又は第２項に違反している事実がある者

５　留意事項

（1） 参加の扱い

　　　対話への参加実績は、今後の事業者公募や事業者選定などにおける評価や選定に影響を与えるものではありません。

（2） 費用負担

　　　参加に関する書類の作成・提出・対話等すべての費用は、参加者の負担とします。

（3） 追加対話への協力

　　　必要に応じて追加対話（文書照会含む）やアンケート等を行うことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

（4） 実施結果の公表

　　　対話の実施結果については、概要を市のホームページで公表します。

公表にあたっては、事業者のノウハウ保護等を考慮し、参加者名は公表せず、内容についても事前に参加者に確認します。

５　問い合わせ先

　　鎌倉市健康福祉部生活福祉課

　　鎌倉市御成町18番10号 Tel ：　0467-61-3958（直通）

　　 E-mail ：　[engo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:engo@city.kamakura.kanagawa.jp)

担当 ：　関谷